



# 鳥取県公報

令和2年6月1日(月)  
号外第54号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則(40)(くらしの安心推進課)・・・3

——公布された規則のあらまし——

◇鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 改正後の食品衛生法第8条第1項の規定による指定成分等含有食品による健康被害等の情報の届出がされた場合の様式を定める。

(2) 規則中引用する食品衛生法の条項等を改める。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、令和2年6月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第40号

鳥取県食品衛生条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生条例施行規則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(指定成分等含有食品による健康被害等の情報の届出書)</u></p> <p>第2条 省令第2条の2第1項の届出書は、様式第1号によるものとする。</p> <p>(<u>法第10条第1項ただし書の当該職員</u>)</p> <p>第3条 法第10条第1項ただし書の当該職員は、<u>獣畜に係るもの</u>にあつてはと畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員とし、<u>家きんに係るもの</u>にあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条に規定する食鳥検査員とする。</p> <p>(営業の許可の有効期間)</p> <p>第12条の2 法第52条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(<u>法第9条第1項ただし書の当該職員</u>)</p> <p>第2条 法第9条第1項ただし書の当該職員は、<u>獣畜に係るもの</u>にあつてはと畜場法（昭和28年法律第114号）第19条第1項に規定すると畜検査員とし、<u>家きんに係るもの</u>にあつては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条に規定する食鳥検査員とする。</p> <p>第3条 削除</p> <p>(営業の許可の有効期間)</p> <p>第12条の2 法第52条第1項の許可の有効期間は、当該許可の日から5年を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。ただし、次の各号に掲げる施設における許可の有効期間は、当該許可の日からそれぞれ当該各号に定める年数を経過した日以後1年以内で別に定める日までとする。</p> <p>(1) <u>法第13条第1項の規定による承認を受けて食品の製造又は加工を行う施設</u> 8年</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p>

別表第1（第7条関係）

- (1) 略
- (2) 添加物

法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）

ロットを形成する製品ごとに必要最小量（ロットを形成する最大の量は、300キログラム（製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。）とする。）

- (3) 略

別表第2（第10条関係）

1・2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)のエの(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1年に1回以上原材料及び製品について自主検査を行い、法第13条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準又は規格への適合性を確認するとともに、その結果を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(6)～(8) 略

4・5 略

様式第1号（第2条関係）

指定成分等含有食品による健康被害等の情報の届出書

職 氏 名 様

食品衛生法第8条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名

別表第1（第7条関係）

- (1) 略
- (2) 添加物

法第11条第1項の規定により規格が定められた添加物（タール色素を除く。）

ロットを形成する製品ごとに必要最小量（ロットを形成する最大の量は、300キログラム（製造の工程及び方法等からみて公衆衛生上支障がないと認められる場合は、これを上回る量とすることができる。）とする。）

- (3) 略

別表第2（第10条関係）

1・2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)～(4) 略

(5) 食品等の取扱い

ア 略

イ 食品等（条例別表第1の1の項(5)のエの(イ)に規定する食品等をいう。以下同じ。）の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。

(ア)・(イ) 略

(ウ) 1年に1回以上原材料及び製品について自主検査を行い、法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準又は規格への適合性を確認するとともに、その結果を記録し、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限に1月を加えた期間保存すること。

(6)～(8) 略

4・5 略

